

税金

6年度(5年中所得)市・府民税の申告

とき 2月16日(金)～3月15日(金)の平日午前9時～正午、午後1時～5時
※2月25日(日)午前10時～正午、午後1時～3時も開設
ところ 第3会議室
※郵送の場合は写しを同封
申告が必要な人 本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)、個人番号確認書類(通知カード)、公的年金または給与の源泉徴収票、医療費控除の明細書など
申告方法 郵送または窓口
出張申告会場を開設

とき 2月7日(水)・8日(木)午前9時30分～正午、午後1時～4時
ところ 南部市民センター
※開設時間よりも前に待機不可
※当日、先着順で整理券を配布
配布終了以降は受付不可
申告が必要な人 6年1月1日現在、市在住の人
※所得がない場合でも国民健康保険料の算定や各種手当の申請に所得証明や非課税証明が必要な人は申告が必要
申告が不要な人 次のいずれかを満たす人
○5年中に収入がなかった、または合計所得金額が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族十本人) + 31万円未満の人

給与などの支払者は「給与支払報告書」を6年1月1日現在の従業員の住所となる市町村へ提出してください。
※eLTAXで電子的提出の一元化が可能。詳しくはeLTAXホームページ参照
問合せ 健康保険課
☎06(6902)5697

医療費通知の税申告利用

市が国民健康保険加入世帯主に年6回送る「医療費のお知らせ」は、医療費控除のための税申告で利用できます。11・12月診療分は発送が3月上旬となるため、間に合わないときは医療機関などが発行した領収書を利用してください。
健康保険証利用登録したマイナンバーカードを持っている人は、医療費通知情報をマイナポータルで確認できます。確定申告をする人はマイナポータル連携を行うと申告書にデータが自動入力されます。確定申告に関することは最寄りの税務署にお問い合わせください。
問合せ 健康保険課
☎06(6902)5697

給与支払報告書などの提出は1月31日(水)まで

家屋の種類(用途)を変更した場合に変更登記が必要

事務所・店舗などで使用していた家屋を改修工事により住宅に変更するなど、家屋の種類(用途)を変更した場合は、法務局で建物表題部変更登記をしてください。
※事情により変更登記ができない場合、未登記家屋の場合は問い合わせ

償却資産の申告は1月31日(水)まで

市内に固定資産税対象の償却資産(事業用の構築物・機械・車両・器具)を持つ個人・法人(事業用資産の貸し付けも含む)

問合せ 課税課
☎06(6902)56918

門真税務署からのお知らせ

◆パソコンやスマホで確定申告ができます
自宅のスマートフォンやパソコンから申告書の作成・送信ができる便利なe-Taxをご利用ください。
問合せ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎06(6909)0181

年金

公的年金等の源泉徴収票を送付

国民年金や厚生年金などの老齢年金を受けている人を対象に1月中旬以降、日本年金機構から「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。所得税の確定申告をする際にお使いください。
※障害年金、遺族年金は非課税のため送付なし
※市役所では発行不可
問合せ 収納課
☎06(6902)5935

国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の社会保険料控除

支払った保険料は、確定申告または年末調整で所得から控除することができます。納付額がわからない場合は左記フォームから申し込みすることで、納付済確認書を送付します。
問合せ 収納課
☎06(6902)5935



申込フォームはこちら

国民年金保険料の免除申請

保険料の納付が困難な人は、保険料が全額または一部(4分の3、半額、4分の1)免除もしくは納付猶予を申請できます。免除の結果は、前年所得などを日本年金機構が審査し決定します。
問合せ 収納課
☎06(6902)5935

保険

出産する人の国民健康保険料を軽減

1月から受付開始

子育て世帯の負担軽減のため、国民健康保険に加入している人の産前産後の保険料を軽減する制度が始まります。軽減を受けるには届け出が必要です。
対象 国民健康保険に加入している人で、令和5年11月1日以降に出産した(する)人
軽減内容 出産日か出産予定日が属する月の前月から4カ月間の所得割額と均等割額を軽減
※多胎妊娠は3カ月前から6カ月間

問合せ 門真税務署
☎06(6909)0181

国民健康保険短期被保険者証を更新

2月1日(水)から有効の国民健康保険短期被保険者証を、1月15日(月)から収納課窓口で交付します。仕事など開庁時間に来庁

申請・問合せ
〒571-8585
「門真市役所」市民課
☎06(6902)6005

※納付猶予は50歳未満の人が対象
※申請に必要な物
基礎年金番号通知書またはマイナンバーカードなど
※離職した人は雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書、退職辞令など
※代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類申請方法
申請書を郵送、持参またはマイナポータルから電子申請
※申請書は日本年金機構ホームページからダウンロード可

できない人は、時間外相談窓口をご利用ください。
とき 下記表「市役所の時間外相談窓口」参照
持ち物 運転免許証などの本人確認ができる物

月間
※1月以降分の保険料に適用
※妊娠85日以降の死産、流産、人工妊娠中絶も対象
届出方法 届出書と必要書類を郵送、持参またはインターネットから申し込み
※出産予定日の6カ月前から受付可
※詳しくは市ホームページ参照
問合せ 健康保険課
☎06(6902)5697

介護保険料を口座振替でお支払いする人へ

6年3月31日(日)をもって、のき広域連合が解散しますが、現在、介護保険料を口座振替している人のうち、再度手続きが必要な場合があります。
※対象者にはくすのき広域連合から通知

問合せ 収納課
☎06(6902)5935

国民年金保険料の2年前納

2年前納は、4月分から2年分の国民年金保険料をまとめて支払える制度です。1年前納よりも保険料の割引額が多く、納め忘れもなくなります。
口座振替やクレジットカードで2年前納を希望する人は、2月末までに納付申出書を守り年金事務所または金融機関へ提出してください。
※納付申出書は市民課窓口にも設置
※現金納付を希望する場合は2月以降に問い合わせ

申込・問合せ
守り年金事務所
☎06(6902)3031

2年前納された国民年金保険料を所得から控除する場合は、次のいずれかの方法で申告できます。

ます。
○納めた年に全額控除
○各年分の保険料に相当する額を各年で控除

口座振替などのご利用を

納め忘れない口座振替やクレジットカード納付が便利です。口座振替で当月末納付すると保険料が月50円割引されます。届出に必要な物
基礎年金番号のわかる物(基礎年金番号通知書や納付書など)
○口座振替：振替口座の通帳、届出印
○クレジットカード納付：クレジットカード

市役所の時間外・日曜相談窓口 (1月)

相談内容	とき	持ち物・業務内容・問合せなど
マイナンバー	14日(日)・28日(日)午前9時～正午 19日(金)午後5時30分～7時	業務内容 マイナンバーカードの交付・再交付、電子証明書の発行・更新、暗証番号の再設定・ロック解除、マイナンバーに関する相談 ※混雑時には待ち時間が発生することがあります。予めご了承ください 相談・問合せ 市民課 ☎06(6902)5821
国民年金	28日(日)午前9時～正午	持ち物 基礎年金番号通知書またはマイナンバーカードなど ※離職した人、代理人の申請時は別途必要書類あり 問合せ 市民課 ☎06(6902)6005
市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料納付	28日(日)午前9時～正午 30日(火)・31日(水)午後5時30分～7時30分 ※予約優先。市公式LINEから事前予約可	持ち物 運転免許証など本人確認ができる物 相談・問合せ 収納課 ☎06(6902)5935